

# 鹿沼市建設工事請負業者選定要綱

昭和60年10月28日

告示第119号

鹿沼市建設工事請負業者選定要綱（昭和57年鹿沼市告示第111号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、鹿沼市入札制度合理化対策実施要綱（昭和57年鹿沼市告示第110号）第6条の規定に基づき、競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指名業者の数）

第2条 指名競争入札において指名する請負業者（以下「指名業者」という。）の数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

	予 定 価 格		標準指名数
500万円未満	200万円未満		3
	200万円以上	400万円未満	4
	400万円以上	500万円未満	5
500万円以上 1千万円未満	500万円以上	600万円未満	5
	600万円以上	800万円未満	6
	800万円以上	900万円未満	7
	900万円以上	1,000万円未満	8
1千万円以上 3千万未満	1,000万円以上	1,500万円未満	8
	1,500万円以上	2,500万円未満	9
	2,500万円以上	3,000万円未満	10
3千万円以上	3,000万円以上	6,000万円未満	10
	6,000万円以上	9,000万円未満	11
	9,000万円以上		12

(発注の基準)

第3条 格付を付する建設工事の種類別発注対象額の基準は、次のとおりとする。

業種	予定価格	対象者の範囲		
		格付(ランク)	地域区分	備考
土木工事一式	500万円未満	D	市内本店	予定価格1億円以上の工事については特定建設業者に限る。
	500万円以上 1,200万円未満	C		
	1,200万円以上 2,500万円未満	B		
	2,500万円以上 15,000万円未満	A		
	15,000万円以上			
建築工事一式 (耐震補強工事を除く)	500万円未満	C		
	500万円以上 3,000万円未満	B		
	3,000万円以上 9,000万円未満	A		
	9,000万円以上			
建築工事のうち 耐震補強工事	1,500万円未満	A及びB		
	1,500万円以上	A		
舗装工事、水道 施設工事	500万円未満	C		
	500万円以上 1,200万円未満	B		
	1,200万円以上	A		
とび・土工・コン クリート工事、 電気工事、管工 事、解体工事	500万円未満	B		
	500万円以上	A		
その他	全て	A及びB		

- 競争入札及び随意契約の場合における建設業者の選定は、有資格業者の中から行い、格付を受けた建設業者の中从前条の表の区分に従い行うものとする。
- 次に掲げる建設工事については、前2項の規定によらないで指名し、又は選定することができるものとする。
  - 特殊な機械又は技術を必要とする工事
  - 災害による復旧工事その他緊急を要する工事

(3) その他特別な事情があると認められる工事

(指名業者の選定の留意事項)

第4条 指名競争入札における指名に当たっては、鹿沼市発注の建設工事請負契約に係る指名基準（平成13年鹿沼市告示第73号）に留意するものとする。

(準用)

第5条 この告示の規定は、市が発注する物品購入および建築保全業務委託を除く競争入札又は随意契約をする場合の請負業者の選定について準用する。

(審査等)

第6条 予定価格が500万円以上の建設工事の事後審査型条件付き一般競争入札における入札参加資格要件を定める場合は、鹿沼市入札管理委員会の審査を経なければならない。

2 指名競争入札における指名は、各部が設置する建設工事等請負業者選定委員会の審査を経なければならない。

3 鹿沼市入札管理委員会の組織及び運営については、別に定める。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

令和4年10月1日以降に公告し、又は指名通知を送付する入札から適用する。